

長浜市の町家を中心とした伝統的街並みは、観光客をはじめ、多くの人に愛されてきましたが、コロナにより観光客が減少したことで、空き物件が急増しました。活用されない町家は老朽化が進み、このままでは長浜の伝統的街並み景観が失われる恐れがあります。

市ではこれまでも、伝統的街並み景観形成事業として補助金を交付していますが、大切なまちの財産である町家の維持活用のため、このタイミングで集中的な支援を行うことで地域資源を将来に引継ぎ、今後たくさんの観光客等で賑わうための基盤整備を図っていきたくと考えています。

# 長浜町家を活かす大一番

長浜市伝統的街並み景観形成事業補助金  
(商業観光推進ファサード整備事業)

1年  
限定

(令和4年度)

## 1 町家形式の店舗の改修に最大500万円を補助

<補助対象>

昭和25年以前に建築された木造軸組工法の町家で伝統的建築様式を有するものを、商業目的で活用する場合の改修事業費が補助対象となります。※ 補助申請の方法については裏面をご覧ください。

## 2 空き家を活用する事業に最大300万円を追加補助

<補助対象>

エントリーシート提出時点で対象物件において事業が営まれていないことが要件です。

## 3 新規創業する場合に最大200万円を追加補助

<補助対象>

応募書提出時点においてテナント事業者が事業を実施していないこと又は事業開始から3年を経過していないことが要件です。

## 4 構造躯体を改修する事業に最大1,000万円を追加補助

<補助対象>

基礎、柱、梁、床、壁、小屋組、屋根等を補強して構造躯体の健全化を図る工事業費が補助対象となります。

長浜市産業観光部商工振興課

☎ 0749-65-6545

✉ syoukou@city.nagahama.lg.jp

## 事業名

伝統的街並み景観形成事業補助金  
(商業観光推進ファサード整備事業)

## 補助対象者

町家を店舗として改修し、魅力ある街並み景観を形成しようとする物件所有者、物件使用者又はテナント事業者。

## 実施期間

令和4年度に限る。

## スケジュール

R4年3月 | 加算対象物件エントリー受付  
4月 | 補助事業応募受付 (5月下旬まで)  
5月 | 審査会 (下旬頃)  
6月 | 補助採択通知 (内示)  
////////// 予算状況において複数回実施 //////////  
R5年2月 | 補助事業完了

## 補助対象区域



※ 網掛け部内のそれぞれの通りに面した物件であることが条件です。

## 補助限度額等

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
①店舗外観改修事業	町家の外装及び内装の改修に係る経費	補助対象経費の2/3以内 ※外装の改修は必須	500万円
②空き町家活用事業			加算額300万円
③新規創業事業			加算額200万円
④町家再生整備事業	町家の構造躯体の改修に係る経費	補助対象経費の2/3以内	加算額1,000万円

※上記の①は必須事業。②から③を実施する場合は、補助限度額を①に加算します。

※構造躯体の改修を行う場合は、①の実施とあわせて、④の制度が利用できます。

※②から④を実施するには、物件所有者又は仲介事業者から応募者の提出までに加算対象物件の指定を受けるための事前エントリーがなされている必要があります。

## 補助事業の申請方法

### ① 加算対象物件エントリー

- 魅力ある街並み景観を形成しようとする物件所有者、又は所有者の依頼を受けて仲介を行う仲介事業者がエントリーすることができます。

※ エントリーシートはこちら



- エントリーを受け付けた建物については、補助金の加算対象物件であることが一目でわかるように、目標となるウィンドウサインを設置します。また、実際に建物の使用を検討される方への情報伝達を円滑に進めるために、建物の構造、間取り、販売価格や賃貸価格等の紹介サイトにアクセスするためのQRコードを表示します。

### ② 補助事業応募申請

- 伝統的町家を活用した店舗づくりを行おうとする物件所有者、物件使用者又はテナント事業者が申請することができます。

※ 申請書はこちら →→



- 申請受付後、審査会を通過して採択された後に事業に着手することができます。(原則として、採択前に着手した事業は補助金の交付対象から除外されますのでご注意ください) 採択後は採択金額の9割を上限として補助事業完了までに概算払いをすることが可能です。詳しくは担当課へお問合せください。
- 令和5年2月末日までに事業完了報告を提出して補助事業完了となります。

長浜市伝統的街並み景観形成事業補助金  
長浜町家を活かす大一番